全 教 委 連 第 7 2 号 令和 4 年 5 月 1 9 日

文部科学大臣 末松 信介 様

全国都道府県教育委員会連合会 会 長 浜 佳 葉 子

「学校教育情報化推進計画 (案)」に対する意見について

令和元年6月、「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布され、 学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ための計画を文部科学大臣が定めることが規定された。

この度、「学校教育情報化推進計画(案)」が公表されたことを受け、国と地方が一体となって学校教育の情報化を円滑かつ効果的に進められるよう、下記のとおり意見する。

記

- 1 「第1部1.(1)児童生徒の資質・能力」について、「~さらに、学校生活の満足度等の観点からも課題がある。(PISA2018)」とあるが、前述の学力については具体的な課題が示されているものの、学校生活の満足度等の観点については課題の具体的内容が示されていないため、課題として挙げられるものを具体的に明記すること。
- 2 「第1部1.(3) I C T の環境整備」にある「ベストエフォートでの混雑などのボトルネック」等は、社会的なインターネット需要に対してインフラとしての通信基盤の十分な余力(冗長性)がない状況による部分もあるため、「第2部1.(3) I C T を活用するための環境の整備」に、国として通信事業者へ対応を働きかけるなど、省庁横断的に通信インフラ拡充に取り組むことについて記載すること

- 3 「第1部2.(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」における児童生徒の情報活用能力の育成状況について、都道府県教育委員会が正確に把握することを求めているが、この「正確」について、明確な定義を示すこと。また、育成状況の把握を教育委員会に求めるのであれば、学校の働き方改革の観点から、学校や教育委員会に過度な負担とならないよう把握の方法等について、特段の配慮を行うこと。
- 4 「第1部2.(4) ICT推進体制の整備と校務の改善」において、 ICT教育推進のための必要な組織と体制の整備や、教職員を支援する体制の整備、専門の担当部署の設置等が求められているが、国はこうした支援体制等の具体例を示すとともに、当該体制を構築するために必要な財政支援についても措置すること。
- 5 「第1部4.(3) ICTを活用するための環境の整備」について、「端末の持ち帰りを含め、家庭学習におけるICTの活用体制を整備する」とあるが、上記目標の達成には家庭における通信費の支援やWi-Fiルーターの貸し出し等の支援が不可欠である。必要な全ての費用を各地方公共団体が負担することは困難であることから、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、「第2部 計画的に講ずべき施策(各論)」において、持ち帰りを含めた家庭学習の活用体制の整備について、具体的に明記すること。

- 6 「第2部1.(1)ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ② 情報モラル教育の充実」については、教育の情報化に関する手引(追補版)(令和2年6月 文部科学省)に指導例等が示されているが、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導がなされるためには、学年ごとに各教科の指導内容を具体的に示すことが必要である。専門家の意見等を踏まえて標準化・体系化された指導内容を国において示すとともに、教材・事例等を収集して公表すること。
- 7 「第2部1.(2)教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保 ①学校の教職員の資質の向上」において触れられている「ICT活用 指導力」について、各地方公共団体が教職員のICT活用指導力の向 上に着実に取り組むことができるよう、客観的な指標を示すこと。

また、国において、教職員の資質能力の向上のための個別具体的な 教材やマニュアルを提示するなど、学校や教育委員会に対し、実効性 のある支援を行うこと。

- 8 「第2部1.(2)教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保 ②人材の確保等」について、「地域の力を学校の中に取り込み、組織的 に学校をサポートする体制を築く」とあるが、各地方公共団体に体制 構築や運用等を完全に委ねる形では、その進行について、地域差が大 きくなるものと想定される。国は、専門人材による学校のサポート体 制の構築などの必要な体制整備等に当たって、関係する各主体の役割 分担を明確にするとともに、地方公共団体や学校が体制を整備・運用 するに当たっての必要な財政措置や、好事例・ノウハウの展開等を行 うこと。
- 9 「第2部1.(3) I C T を活用するための環境の整備 ①学校における I C T の活用のための環境の整備」について、端末や校内 L A N 等の機器の維持・増強は不可欠であるが、地方公共団体の財政力のみでは対応が困難であるため、機器・設備の更新や1人1台端末を見据えたネットワーク増強の費用等について、国は耐用年数やランニングコスト等を踏まえた継続的かつ十分な財政措置を講じること。

特に多額の経費がかかる義務教育段階における児童生徒用端末の更新期には、国による十分な財政支援が必要であることから、端末の更新を出来るだけ早い時期から計画的に準備できるよう、国において、更新経費に対する財政措置の考え方を早期に示すこと。

また、高等学校段階における生徒用端末は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備することは可能であるが、今後の維持・管理には相応の負担がかかるため、ICT環境を恒久的に維持できるよう国による十分な財政支援が必要である。

併せて、指導者用端末の維持費については、授業を担任する教員分は国により財政措置されているが、その他の本務教員分については措置されていないため、より一層教育のICT化を推進できるよう国による十分な財政支援が必要である。

そのため、国において高等学校段階における生徒用端末及び指導者 用端末の経費負担に関する考え方を示すこと。

10 「第2部1.(3) I C T を活用するための環境の整備 ②教育データの利活用、教育 D X の推進」について、初等中等教育時に発生するデータの蓄積・分析・外部連携には多額の費用がかかることを踏まえ、

保持すべきデータ内容や保持期間に関する標準の制定、技術的・財政的支援が適切に実施されるよう検討すること。また、保持すべきデータ内容については、個人情報保護法の観点からも国が収集目的を示すこと。

併せて、データの持ち運びについては、転校だけでなく進学・就職のケースにも対応できるよう、関係省庁と連携して準備すること。

さらに、児童生徒の一人ひとりのIDに関するマイナンバーカードの活用については、取得率の状況等も鑑み、慎重かつ十分な検証を行うとともに、その実施に当たっては国の責任において丁寧な説明を行うこと。

- 11 「第2部1.(3) I C T を活用するための環境の整備 ③デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し」について、教育のデジタル化推進に当たっては、デジタル教科書とデジタル教材、関連するソフトウェアの活用を一体的に推進する必要があるため、財政負担を考慮するとしているデジタル教科書に加え、デジタル教材や関連するソフトウェアに対する財政措置を行うこと。
- 12 「第2部1.(4) I C T 推進体制の整備と校務の改善 ②情報化による校務の効率化」について、業務のアウトソーシングの実施に当たっては、デジタルの活用等によりアウトソーシングの対象とできる業務を明確に示すなど、働き方改革の観点から校務の効率化と質の向上を促進するための情報を提供すること。
- 13 「第2部2. ④地域、大学や民間事業者等との連携」において、関係機関の役割の具体的内容が示されていない。各地方公共団体が推進計画を策定するにあたり、参考とすることができるよう、国、地方公共団体及び学校の役割分担を明確化し、本計画へ明記すること。
- 14 教育の機会均等を図る観点から、地域によらず一定水準の学校教育情報化を推進するため、各都道府県教育委員会の取組状況を踏まえ、上記の支援措置以外にも国において専門的な人材の確保のほか、教員の定数改善及び人材の活用を含めた財政措置について、格別の支援を行うこと。